

平成28年第1回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成28年3月7日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成28年3月7日午前11時17分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	8 番	古 舘 義 純 君		7 番	中 山 昭 和 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成28年第1回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月7日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第1号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程6 議案第2号 玄海みらい学園グラウンド整備工事変更請負契約について
- 日程7 議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程8 議案第4号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第6号）
- 日程9 議案第5号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程10 議案第6号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程11 議案第7号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程12 議案第8号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程13 議案第9号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程14 議案第10号 玄海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について
- 議案第11号 玄海町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する
協議について
- 議案第12号 東松浦郡玄海町と唐津市との間におけるペットボトルの分別収
集及び再商品化に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 議案第13号 第五次玄海町総合計画の策定について
- 議案第14号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第15号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第17号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 議案第19号 平成27年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成28年度玄海町一般会計予算
- 議案第21号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

ここで、議会事務局長より発言の申し出がっておりますので、許可いたします。中村議会事務局長。

○議会事務局長（中村大輔君）

議事日程に先立ちまして、大変恐縮でございますが、表彰の伝達を行いたいと思います。

去る2月5日に全国町村議会議長会表彰式が全国町村議員会館において開催されまして、上田議長が、議会の運営及び地域の振興発展に貢献されたその功績をたたえまして、全国町村議会議長会の特別表彰の栄に浴されましたので、ここで御披露申し上げます。

それでは、伝達を行いたいと存じます。古舘副議長に伝達していただきたいと思っておりますので、上田議長様と古舘副議長様、演壇までお願いいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（古舘義純君）

表 彰 状

佐賀県玄海町議長 上 田 利 治 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります

よって、ここにこれを表彰します

平成28年 2 月 5 日

全国町村議会議長会

会 長 飯 田 徳 昭

代読。おめでとうございます。（拍手）

〔副議長、議長と交代〕

○議会事務局長（中村大輔君）

以上で、伝達を終わらせていただきます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、8番古館義純君、7番中山昭和君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 3 月 7 日から 23 日までの 17 日間とし、本会議を 7 日、10 日及び 23 日の 3 日間、予算特別委員会を 14 日から 18 日まで及び 22 日の 6 日間、休会を 8 日、9 日、11 日から 13 日及び 19 日から 21 日の 8 日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月7日から23日までの17日間とすることに決定いたしました。

日程3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、昨年12月から本年2月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

1月22日に佐賀県町村議会議長会の政策研究委員会及び議長会議が開催され出席いたしました。

政策研究委員会では、佐賀県統括本部さが創生推進課長の實松尊徳氏より「地方創生に関する最近の動き」をテーマに、佐賀県が平成27年7月に立ち上げたさが創生推進課の特徴と佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容について説明を受けたところでございます。

議長会議では、全国町村議会議長会の自治功労者表彰候補者の決定がなされ、私が町村議会議員特別表彰者の御推薦を受けました。

また、平成27年度補正予算（案）及び平成28年度基本方針・事業計画・予算方針並びに予算案等について協議を行い、承認をされたところでございます。

次に、2月2日に唐津赤十字病院運営協議会が開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、2月19日に佐賀県町村議会議長会の第69回定期総会が開催され、出席いたしました。

総会では全国町村議会議長会表彰の伝達及び佐賀県町村議会議長会の表彰が行われ、私が全国町村議会議長会の特別表彰を受けました。

その後、議事に入り、会務報告、平成26年度歳入歳出決算の認定、平成28年度基本方針及び事業計画・予算方針（案）並びに歳入歳出予算（案）が審議され、全て原案どおり決定されたところであります。

最後に、我々町村は、国民の生命を支えるため、食糧供給、国土保全に努め、地場産業を創生し、個性あるまちづくりを進めてきた。しかしながら、我が国の景気は緩やかな回復基

調が続いているものの、町村においては依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。今こそ、国と地方が一体となり、都市と農村漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要であること。

また、地方分権改革を推進するため、昨年、第5次一括法を制定されたが、依然として残された課題は多く、これまで以上に町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものであり、町村のさらなる振興発展を目指し、地方創生の推進、農林水産及び中小企業振興対策の強化などの決議を採択し閉会したところでございます。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成28年第1回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、12月定例会以降、今日までの主なものについて、行政報告を申し上げます。

まず、1月8日に佐賀市で町長例会が開催をされ、出席をいたしました。会議では、平成28年度法令外負担金について、県おもてなし課より説明があり、平成25年度から観光地として佐賀を強く印象づけるため、観光客に対し、「食」をキーワードにした特別対策事業「泊・食（ぱく・ぱく）♪佐賀旅キャンペーン」と「旅行商品造成強化事業」が実施をされており、市町の負担額については、平成27年度と同額程度をお願いしたいとのことでございました。

また、平成28年度における東日本大震災被災市町村への中・長期的な職員の派遣について、再度要請がございました。

被災地においては、復興事業が本格化し、これまで以上に職員の不足が深刻化しており、即戦力となる人材を確保するため、任期つき職員の採用や退職者の再任用制度の活用などが積極的に行われておりますが、さらなる人材確保策として、行政実務経験があり、かつ働く意欲のある市町村の元職員の情報提供について、あわせて要請されたところでございます。

次に、2月2日に唐津市で唐津赤十字病院運営協議会が開催をされ、上田議長とともに出席をいたしました。

会議では、まず、平成27年度の病院運営状況について説明があり、本格導入から3年目となる医療バランス・スコアカードにより、病院の戦略マップをシンプルに洗練化し、経営戦略を全職員に浸透させ、さらに健全な病院経営を目指すとともに、佐賀県北部医療圏の中核病院としての位置づけを明確にし、医療提供体制の整備に取り組むとの説明がなされ、平成28年度の重点事項として、第6次佐賀県保健医療計画への取り組み、医師、看護師の確保対策、救急医療、急性期医療体制への取り組み、周産期医療体制への取り組み、地域がん診療連携拠点病院としての機能強化、地域医療支援病院としての機能強化、経営健全化対策などの説明がなされました。

平成28年度は唐津赤十字病院にとって移転する新病院での新たなスタートを切る歴史的な年度であり、新病院における充実した機能を遺憾なく発揮し、医療連携のさらなる充実を図り、経営の安定化と医療提供体制の整備に取り組むとの説明がございました。

新病院建設工事につきましては、4月に各種検査工程を実施、4月末の竣工引き渡し、5月から7月までの3カ月間に、医療機器の据えつけや医療情報等のシステム構築や研修を実施、さらに8月1日の移転、開院に向け、患者移送計画や物品搬送計画等を作成し、さまざまなシミュレーション及びリハーサルを行う予定としており、移転後、現病院に残存する機器、備品等の廃棄物処理を行った後、平成28年秋ごろには現病院本館等の解体工事に着手したいとの説明がありました。

次に、2月9日に佐賀市で佐賀県国保連合会理事会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成27年度国保連合会一般会計補正予算、平成28年度国保連合会一般会計予算ほか特別会計を含む7議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成28年度の事業計画として、国保連合会は保険者の共同体として情勢の変化を的確に認識し、制度の健全な運営に資するとともに、中期経営計画に沿った運営を目指し、診療報酬審査支払業務の充実、強化はもとより、共同電算処理、保健事業への支援など、保険者事務の円滑な運営に努め、保険者ニーズに適した質の高い効率的なサービスができる体制を確立するとの説明がございました。

次に、2月10日に佐賀市で土地改良事業団体連合会総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成26年度事業報告及び一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認、平成27年度補正予算専決処分の承認、平成28年度賦課金の賦課基準及び徴収方法、役員報酬、

平成28年度事業計画並びに一般会計・特別会計収支予算、運営資金一時借入れ並びに歳計現金預け入れ先決定、役員補欠選任、計7件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成28年度の事業計画案として、農業・農村は、安全・安心な食糧の供給とともに地域環境の保全、美しい景観の育成、国土の保全や水資源の涵養など多面的機能を発揮し、豊かで住みよい国土の形成に寄与してきた。

国の農業政策においても、食糧供給の強化を図る農業農村整備事業は極めて重要なものと位置づけられていることから、今後は老朽化した農業水利施設の保管理や農地の排水対策などに重点を置き、地域の実情に応じた施策が実施されることになっている。

本会としては、これらの施策の実現に向けて農業農村整備を積極的に推進し、会員の利益増進に努めるとの説明がなされました。

次に、2月14、15日に東京の都道府県会館で全国棚田千枚田連絡協議会理事会及び幹事会が開催され、出席をいたしました。

会議では、玄海町で開催した平成27年度全国棚田サミットの報告の後、議事に入り、平成28年度サミット開催内容、平成29年度以降のサミット開催地、平成28年度事業計画及び歳入歳出予算、新役員体制、中山間地域に対する各種法制度等の要望、計5件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

ちなみに、平成28年度の第22回全国棚田サミットは、「棚田には夢がある～棚田の価値を知り・活かし・継承するために～」をテーマに、7月14日と15日の2日間、新潟県佐渡市において開催される予定となっております。

次に、2月18日に佐賀市で佐賀県町村会定期総会が開催をされ、出席をいたしました。

総会では、自治功労者の表彰、県知事の祝辞の後に、平成27年度会務報告、災害共済事業報告、平成27年度一般会計補正予算及び職員生協支部会計補正予算の専決処分、平成27年度一般会計補正予算、平成26年度町村会等会計決算、平成28年度事業計画及び予算案が審議され、可決承認がなされたところでございます。

また、大会決議として、1つ、防災・減災対策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること、1つ、地方創生を強力に推進すること、1つ、地方分権改革を強力に推進すること、1つ、道州制は導入しないこと、1つ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること、1つ、償却資産に係る固定資産

税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること、1つ、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興を図ること、1つ、都市と農山漁村の共生社会を実現すること、1つ、TPP協定に関し、国内農林水産業の強力な振興施策を速やかに講じるとともに、農山漁村の活力維持と農村の価値を高める独自の施策を主体的に実施できる交付金を創設すること、以上を決議して閉会されました。

最後に、2月19日から27日にかけて、東京築地で玄海町フェアを開催しましたので、その内容と成果について御報告申し上げます。

フェアは、玄海町ふるさと応援寄附金の好評を受け、この機会に玄海町の食材の認知度向上と販路拡大を目的とし、昨年度より実施しており、今回が2回目の開催となっております。

メイン会場となる築地ボン・マルシェでは、玄海町フェア限定のメニューとして、玄海のフレッシュ生がき、トラフグのあぶり、極上トラフグ白子、玄海の黒アワビ、佐賀牛ステーキ、さがほのかデザートなどなど、玄海町の食材をふんだんに提供していただいております。9日間のフェア期間中、連日満席で、来店者のほとんどの方が玄海町フェア限定のメニューを注文され、その内容に大変喜んでいただきました。本町の食材に関心を持たれた方も多かったと伺っております。

また、フェア期間中に玄海町内の生産者も来店をされ、みずからつくった製品の提供と評価の場に立ち会うことで、おのずと仕事に誇りを持っていただくことができたのではないかと感じております。

フェアの成果と反省を踏まえ、今後も玄海町食材の効果的なPRを展開していきたいと考えているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第1号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第1号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第1号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第2号 玄海みらい学園グラウンド整備工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年8月7日に請負契約をした玄海みらい学園グラウンド整備工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成27年度玄海みらい学園グラウンド整備工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は120,675,960円でございます。変更前の契約金額が115,810,560円ございましたので、4,865,400円の増額となっております。

契約の相手方は、唐津市二タ子3丁目1番1号、笠原建設株式会社、代表取締役、笠原秀子氏でございます。

工期は、着工が平成27年8月7日から成工は平成28年3月22日までとしております。

支出科目は、一般会計10款教育費、6項小中学校費でございます。

変更理由につきましては、別紙で添付しておりますが、主な理由といたしましては、当初計画では、現地の状況から排水溝をほぼ水平に設置することといたしておりましたが、みらい学園の児童・生徒にとって、グラウンドや芝生広場が利用しやすい環境を確保するため、発注後、設計精査、検討を行った結果、排水溝を学園中央付近の集中ますまで延長することでグラウンド等の排水を速やかに敷地外に導くことができることから、設計変更を行うものでございます。

主な変更数量につきましては、変更理由書に記載しておるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

側溝の勾配をほぼ水平にしていたということですね。それで水の流れが悪くなるので、こ

れに勾配をつけていたということですが、私が問題と思うのは、発注後、設計精査、検討を行ったところ——どうして発注後こういうふうにするのか、発注前に十分検討をして発注されるべきだと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

発注前につきましても、今回整備するグラウンド整備の計画区域につきましては、内容等についてまちづくり課のほうでも設計精査し、内容を検討させていただきました。ただ、今回、設計をするに当たり、既存の中学校グラウンド、ここに接続する小学生用グラウンドと芝生広場、これを整備する計画で計画を進めてまいりました。

排水溝につきましては、今回整備する外周に沿って、既設のU字溝があるところまで、接続するところまで、この部分についてを計画区域に入れておりましたので、今回、区域外となる集水ますの流末高、この部分については計測をいたしておりませんでしたので、ちょっと設計発注を精査した結果、どうしてもここまで伸ばせば勾配がとれるということで計画変更をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

何と言っているのか、ほとんどわかりません。側溝の高さをほぼ水平にしていた。それでは水の流れが悪いので、10倍以上の0.15%の傾斜を持たせたということですよ。それをなぜ発注後に精査をするのかというふうに聞いているんですよ。なぜ最初からそれぐらいのところ——水は高きより低きに流れるということは物理ですね。なぜそういうことが最初からできないのかということを知っているんです。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

申しわけありません。既設——先ほどと同じような答弁になるかと思いますが、今回の整

備につきましては、既設中学校のグラウンド、この周囲に排水溝を現在敷設されております。今回整備する水路につきましても、この既設の水路、ここに接続する区域ということで計画を立てておりましたので、大変申しわけありません。区域外となる集水ます、この位置までは計測をいたしておりませんでした。大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

今後こういうことがないように、発注するときはちゃんと精査をして、どのような状況になるのかということを経通しも考慮した上で積算するべきだというふうに思います。

そして、成工が今月の22日ですね。きょう議決して、これから余り日にちもないのに突貫工事をやるのか。これは延ばす必要はないんですね、延ばす予定はないんですね、これで十分でき上がるんですね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

工期につきましては、今月22日までです。今回議決をいただければ、いただいた後に工事の残りの部分をやらせていただいて十分間に合うものと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

質問内容は同じですけれども、請負契約してから半年以上たっております。これがわかったのは大体いつごろだったんですか。つい最近なんですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

水路勾配がここまで伸びてとれるというふうにわかりましたのは、11月ぐらいだったと思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それから設計変更して、急いで12月議会あたりにはやっぱりこれは難しかったんですか、どんなですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

申しわけありません。全体的な数量の確定、こちらのほうに少し時間を要しましたので、おくれてしまっております。全体的な数量を把握できたのは1月末ということで、それから手続を進めさせていただきました。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、また質問とちょっと違いますけど、音響システムが全部変わっていますね。ここから——スピーカーから音が出ているみたいなんですけれども、課長の答弁がよく聞こえないんですよ。だから、今後、もう少しこちらの議員とか、ほかの課長たちも同じような機械みたいですので、もう少し聞こえるように——遠くから聞こえてくるような感じで、先ほど岩下議員も言われましたようにちょっと聞き取りにくいです。それで、そのほうの調整はしてください。

今回、やっぱり4%ぐらいの増ですよ。ということは、4%と簡単に言うと小さいようですけど、4%増、5,000千円ですね。増になると、やはり11月ぐらいにわかっておれば、もう少し早く出すなり、臨時議会をするなりしないと、3月ぎりぎりになって、それで工期も、先ほども言われましたように、ぎりぎりの工期で本当に私たち大丈夫かなというところも感じておりますので、こういった案件があったら、やはりわかった時点で早く、もう少し執行部で相談して、議会なりとも打ち合わせをするべきではないのかなと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変皆さんに御心配をおかけしたところでありまして、実際には、今、課長が答弁しましたように、11月の終わりごろだったかなと思いますけれども、発覚をしましたけれども、ど

うしても12月議会にその説明が間に合いませんで、こういうことになってしまったことをまず深くおわびを申し上げたいと思います。

と同時に、水平では全く水が流れていきませんので、そういった意味では、0.3%とはいながら少しでも水の流れるような事業にしていかないと、今後は町民会館近辺の排水計画についても十分に検討しながら、そういった作業も今後考えていかなければいけないと思っていたところでしたので、なおさら丁寧にしてしまったことについて深く反省をしております。

ぜひもっと早く議会のほうには御報告を申し上げ、早く変更契約をすべきだったと反省をいたしております。

しかし、3月22日、成工の完結日にはしっかりとしたものをつくり上げていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号 玄海みらい学園グラウンド整備工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程7. 議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、改正理由が同じであることなどから複数の条例改正をまとめて上程させていただいております。今回、9本の条例をまとめて改正することとしており、改正するそれぞれの条例の名称は、玄海町職員の給与に関する条例、玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例、それから、玄海町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、玄海町職員の旅費に関する条例、玄海町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、玄海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、以上でございます。

改正理由につきましても複数でございまして、まず1つ目の理由としましては、平成27年8月6日付で人事院勧告及び平成27年10月8日付、佐賀県人事委員会勧告に鑑み、玄海町職員の給与についても改定を行うものでございます。

2つ目の理由としましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

3つ目の理由としましては、行政不服審査法の全部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

最後に、4つ目の理由としまして、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の具体的内容につきましては、所管である総務課長より説明をさせたいと思っております。

以上で私からの説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

それでは、議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての具体的な内容について御説明をさせていただきます。

条例の内容について説明をいたします前に、4つの改正理由、それぞれの概要及び対応について簡単に御説明をいたします。

まず、1つ目の改正理由でございます人事院勧告並びに佐賀県人事委員会勧告の内容でございますが、ポイントとしては2つございまして、まず1つ目が月例給、ボーナスともに引き上げ、2つ目が給与制度の総合的見直しでございます。平成27年8月6日の人事院勧告及び平成27年10月8日の佐賀県人事委員会勧告におきまして、民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げる、ボーナスを0.1月分引き上げ勤勉手当に配分する。地域手当の支給割合を引き上げる。単身赴任手当の支給額を引き上げるが勧告されております。対応としましては、給与については給料表を改正いたします。期末勤勉手当については、支給月数を一般職は0.1月分、特別職、再任用職員及び特定任期付職員は0.05月分引き上げる。地域手当は平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引き上げる。

以上を考えております。

次に、2つ目の改正理由であります地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正の内容でございますが、ポイントとしましては2つございまして、1つ目が能力及び実績に基づく人事管理の徹底、2つ目が退職管理の適正の確保でございます。能力及び実績に基づく人事管理の徹底としましては、任用の定義の明確化及び人事評価制度の導入、確立、それから分限事由の明確化、そして、職務給原則を徹底させるため、等級別基準職務表の導入でございます。

また、退職管理の適正の確保としましては、元職員による働きかけの禁止、退職管理の適正を確保するための措置、再就職の届け出、以上のことについて改正がされておりますので、その趣旨に沿って、関係する条例を改正しようとする事としております。

次に、3つ目の改正理由であります行政不服審査法の全部改正の内容でございますが、ポイントとしましては4つございまして、1つ目が不服申し立て構造の見直し、2つ目が公正性の向上、3つ目が使いやすさの向上、4つ目が救済手段の充実拡大でございます。

不服申し立て構造の見直しとしましては、今まで異議申し立て、または審査請求という不服申し立ての方法を審査請求に一元化されるものでございます。

それから、公正性の確保としましては、審理員制度を導入、第三者の立場から採決の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問手続の導入、そして使いやすさの向上としましては、審査請求期間を3カ月に延長、標準審理期間の設定の努力義務化、審理関係人の責務の

定義、そして、そのようなことを含めた迅速性の確保でございます。

そして、ポイントの一つとしての救済手段の充実、拡充としましては、裁決時に合わせて、申請認容処分をとる措置を新設する。

以上のようなことについて改正がなされており、その趣旨に沿って関係する条例を改正しようとする事としております。

次に、4つ目の改正理由であります学校教育法等の一部改正の内容でございますが、改正内容といたしましては、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化でございます。小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されましたことから、関係する条例を改正しようとするところでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

説明に当たりましては、議案書12ページからの新旧対照表によって行わせていただきます。

それでは、12ページをお開きください。

右側に現行、左側に改正案を記載しております。変更箇所アンダーラインを引いております。

まず、第1条でございます。玄海町職員の給与に関する条例を改正するもののうち、平成27年4月1日に遡及して適用させるものでございます。この給与に関する条例の第20条第2項第1号におきまして、一般職員の勤勉手当の12月支給分に0.1月分を加算するため、支給率を100分の75から100分の85に、また第2号において、再任用職員の勤勉手当の12月支給分に0.05月分を加算するため、支給率を100分の35から100分の40に改正することとしております。

また、附則第9項におきまして、55歳到達職員の勤勉手当の12月支給に係ります減額算定のための率を100分の1.125から100分の1.275に変更いたします。そして、最低号給に達しない場合の減額基礎額に乗じる支給率を100分の75から100分の85に改正することとしております。

次に、14ページから16ページのほうにかけまして、改正する給料表の改正案を載せております。そして、17ページから19ページが現在の給料表でございます。

改正案は若年層に重点を置きながら引き上げ改定がなされておきまして、引き上げ額は月額で200円から2,500円の幅でございます。平均は金額にして1,213円、率にしまして0.3%の改定率となっております。

次に、第2条でございます。20ページでございます。

この第2条は、玄海町職員の給与に関する条例を改正するもののうち、平成28年4月1日から適用させるものでございます。

この給与に関する条例の第1条でございますが、引用しておりました地方公務員法で法第24条第2項の削除による項番のずれが生じておりますことから改正を行うこととしております。

次に、第3条ですが、等級別基準職務表を条例において規定する必要がございますことから、第1項において、行政職給料表を別表から別表第1と改正し、行政職給料表等級別基準職務表を別表第2と規定し、あわせて職務給原則の徹底に関する規定を設けることとしております。

次に、第4条第5項から第7項においては、職員の昇給のために行う勤務成績評価の対象期間や昇給時の上げ幅、55歳到達職員の昇給について規定をしておりますが、現在、本町が実施しております人事評価が前年10月から当年9月までの1年間を対象にしていることから、その実態に合わせて改正を行い、さらに人事評価期間終了後から昇給日の直前までの間に発生します懲戒処分等も昇給や昇給時の上げ幅の判断に生かせるように改正を行うこととしております。

次に、第19条の3ですが、行政不服審査法の全部改正によりまして、法律名称及び条番ごとの規定内容が変更されていることから、変更に沿った改正を行うこととしております。

次に、第20条ですが、第1項において勤勉手当の支給に関し、人事評価に基づいた支給を行っていることを明確化いたします。

そして、第2項において、平成27年では一般職員の勤勉手当の12月支給分に一括換算いたしました0.1月分を、平成28年からは6月及び12月支給分に均等に0.05月分ずつを加算するため、6月の支給率を100分の75から100分の80に、12月の支給率を100分の85から100分の80に、また、第2号におきましては、平成27年では再任用職員の勤勉手当の12月支給分に一括換算しました0.05月分を、平成28年からは6月及び12月支給分に均等に0.025月分ずつを加算するため、6月の支給率及び12月の支給率を改正することとしております。

また、附則第9項においても同様の理由で55歳到達職員の勤勉手当の6月及び12月支給に係る減額算定のための率を100分の1.2に、そして、最低号給に達しない場合の減額基礎額に乘じる支給率を100分の80に改正することとしております。

次に、23ページの別表関係ですが、先ほど第3条の改正で説明いたしましたが、行政職給料表を別表第1に、行政職給料表等級別基準職務表を別表第2として規定することとしております。

次に、第3条は、玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

この一部改正する条例の附則第7条におきまして、給料表に規定する地域手当の支給割合を適用するまでの経過措置の期間を平成30年3月31日までとしておりましたが、勧告内容に沿って、期間の末を平成28年3月31日に改正することとしております。

次に、第4条は、玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するものうち、平成27年4月1日に遡及して適用させるための改正でございます。

この議員報酬等に関する条例の第6条におきまして、議員の期末手当の12月支給分に0.05月分を加算するため、支給率を100分の162.5から100分の167.5に改正することとしております。

次に、第5条ですが、第5条は玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するものうち、平成28年4月1日から適用させるための改正でございます。平成27年では議員の期末手当の12月支給分に一括換算いたしました0.05月分を、平成28年からは6月及び12月支給分に均等に0.025月分ずつを加算するため、6月の支給率を100分の147.5から100分の150に、12月の支給率を100分の167.5から100分の165に改正することとしております。

次の第6条及び第7条の玄海町町長、副町長及び教育長の諸給与条例、それから第8条及び第9条の玄海町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例につきましては、ただいま説明いたしました玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様の理由による改正ございまして、期末手当については、まず今回の引き上げ分、0.05月分を平成27年は一括換算するための改正を行い、次に平成28年以降は6月と12月に0.025月分ずつ均等に加算するための体制でございます。

次に、第10条の一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するものうち、平成27年4月1日に遡及して適用させるための改正でございます。この任期付職員の採用等に関する条例第6条において規定しております特定任期付職員の給料表を今回の勧告の趣旨に沿って改定するものでございます。

次に、第7条におきまして、特定任期付職員の期末手当の12月支給分に0.05月分を一括換

算するため、支給率を100分の155から100分の160に改正することとしております。

次に、第11条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するもののうち、平成28年4月1日から適用させるための体制でございます。この任期付職員の採用等に関する条例の第1条ですが、引用してございました地方公務員法で項番の削除によるずれが生じておりますことからの改正を行うこととしております。

次に、第6条ですが、職務給原則を徹底するため、給料の号給別の分類の基準となります職務内容を規定することとしております。

次に、第7条の2ですが、平成27年では期末手当の12月支給分に一括換算した0.05月分を、平成28年からは6月及び12月支給分に均等に0.025月分ずつを加算するため、6月の支給率及び12月の支給率につきまして改正をすることとしております。

次に、第12条は玄海町職員の旅費に関する条例を改正するものでございます。この玄海町職員の旅費に関する条例の第1条ですが、これも引用してございました地方公務員法での項の削除によるずれが生じておりますことから改正をすることとしております。

次に、29ページの別表第1でございますが、平成27年10月に再任用制度の見直しを行いまして、再任用職員の職務の級を係長である4級から原則3級に改正しております。このことから、備考欄の再任用職員に関する記載内容を改正することとしております。29ページの上段が改正案、29ページの下段のほうが現行になっております。

次に、第13条は玄海町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。この勤務時間、休暇等に関する条例の第1条ですが、これにつきましても地方公務員法の項の削除によるずれにつきまして改正を行うこととしております。

次に、第7条の2第1項第2号でございますが、学校教育法において学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されましたことから、早出遅出勤務の対象に義務教育学校の前期課程を追加することとしております。

また、義務教育学校の前期課程を追加するに当たりまして、特別支援学校の小学部を追加しないと特別支援学校の小学部に就学する子を養育する職員が早出遅出勤務の対象外であると誤解するおそれがあることから、明確化を図るためにあわせて特別支援学校の小学部も追加することとしております。

最後に、第14条は玄海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するものでご

ございます。この公表に関する条例第3条でございますが、地方公務員法第58条の2に規定されております公表すべき事項が改正されましたことから、改正内容に沿って公表すべき事項を追加することとしております。

次に、第4条でございますが、行政不服審査法の改正によりまして、従来、異議申し立て、それから審査請求に分かれておりました不服申し立て累計が審査請求に一元化されたことから表記の変更を行うこととしております。

議案書の10ページへお戻りください。

この条例の施行日でございますが、原則として公布の日から施行することとしておりますが、附則第1条第1項のただし書きのとおり、一部の規定につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

また、人事院勧告等に基づく給与改定に関する規定で、附則第1条第2項に規定するものは、平成27年4月1日から適用することとしております。

以上、簡単でございますが、御説明を申し上げました。どうか御審議の上、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

課長からる説明してもらいましたが、結構簡単と言われますけれど、簡単には理解できないので、大まかに大体こんなふうに変ったというのが説明できれば、していただきたいんですけれども。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

簡単にとのことですので、まず給料、それから期末勤勉手当につきましては、今回、引き上げられることとなります。

それからあと、地方公務員法の改正におきまして、人事評価制度の確立が特に大きく取り上げられております。玄海町といたしましては既に導入をしておりましたので、法律の改正にとった表現に改めるとというのが主な改正となります。

それから、行政不服審査法につきましては、これは全部改正をなされました。この中で一

番大きいものとしましては、不服申し立ての累計、今までは異議申し立て、もしくは審査請求という両方どちらか選べるようになっておりましたが、それが全て審査請求ということに一元化されましたので、それに沿った表現が条例上出てきた場合には全て審査請求に変えると、そういった改正をしております。

そして、最後の学校教育法でございますが、これにつきましては小中一貫校が制度化されたことによりまして、義務教育学校という表現になりましたので、今回、早出遅出勤務対象職員の対象にその義務教育学校を追加することとし、あわせて特別支援学校の小学部を追加しているところでございます。

済みません。簡単ですが、以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

人事院勧告によって給与と期末勤勉手当等の変更があったということですが、この中にまだ24ページに玄海町議会議員、また町長、副町長、教育長の給与等もありますが、これに関してはどんなですかね。町長——玄海町は特別職とかの給与も上がるんですかね。ボーナスとかそこら辺の違いですよ。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

特別職につきましては、ボーナスを0.05月分引き上げるということになっておりますが、報酬につきましては、今回の改正はございません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それから、これは一般職にしろ、給与改正でラスパイレス指数はわかりますか。そして、県内で大体どのくらいの位置にあるのか。わからんときはちょっと仕方ないですけど、どんなですかね。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

済みません。ラスパイレス指数につきまして、改定後というのはまだ出ておりません。

ちなみに、改定前のラスパイレス指数でいきますと、県内市町におきましては、玄海町は下から2番目に位置しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

市町村によって違うかもしれませんが、大体同等の引き上げだと思いますので、今回上がっても余りラスパイレス指数は変わらないと考えていいですかね。どんなですか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

ラスパイレス指数は国の給与を100とした場合の数値でございまして、今回の改正につきましては、人事院勧告、それから県の人事委員会勧告を踏まえた改正としておりますので、極端に国との差というのが生まれるものではないと思っておりますので、数値的には若干の変動は出ると思いますが、位置づけとしてはほぼ変わらない状態が続くと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと、30ページになります。学校教育関係でありました。学校教育法一部改正ということで小中一貫校という形が認められたような感じですが、ここら辺、今回の30ページは給与に関するものでございます。育児とか介護とかの早出遅出の勤務に関するものですが、それに乗じて、今、小中一貫校といっても玄海小学校、玄海中学校でありますね。そして、みらい学園ですよ。そういったものも変わったんですか。これはもう給与の面だけですか。今後はいつごろそういった面が変わるか、ちょっと関連になりますけれども、そこら辺はどんなふうに教育長は考えられていますか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

学校教育法の一部が改正されまして、それがことしの4月1日から義務教育学校の部分は施行されます。本町におきまして、今御質問いただきましたけれども、小中一貫校が開校して、今月で1年が過ぎます。町民の皆さんも、それから職員の皆さんも、さまざまなことがありました1年でございます。国のほうにおきましては義務教育学校というのが制度化されましたけれども、具体的な中身がまだいまいよくわかりません。今の玄海町がやっている小中一貫校と義務教育学校の違いがいまいよくわかりません。

それで、法制化、要するに学校教育法にいう義務教育学校に玄海町のみらい学園をするかどうかは、もうしばらく検討させていただきたいというふうに思っています。

当然のことながら、議会に諮って条例を改正して義務教育学校としないといけませんので、もうしばらく検討させていただいて、必要な時期に議会に提案をさせていただければというふうに思っています。

ちなみに、県内におきまして義務教育学校に移る予定というふうに聞いておりますのは、私が聞いておりますのは、多久と大町だったように記憶しています。それは4月1日からですね。義務教育学校になると、そういう条例を提案するというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

人事院勧告による民間との給与較差の是正が一番だったですね。どの程度較差があるのか。今回だけの給与改正——本給の改正じゃないですよ。手当とかですね。そして、全体で、今職員、議員も今11名ですけど、それに特別職三役ですね。全体で今年度の予算で、昨年度と比べてどれぐらい押し上げるのか。金額とパーセントをお願いします。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

ただいまの岩下議員の御質問ですが、今年度の予算、28年度当初予算での人勧影響分とい

うのは私のほうでは算定をしておりませんでしたので、この場で答えることができません。
大変申しわけございません。

それから、改正につきましては、例えば人事院勧告でございますと、民間との較差というのが1,469円、率にして0.36%ございます。それから、県の人事委員会勧告でございますと、民間との較差につきましては民間給与から801円差が出ていると。率にして0.22%差が出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

全体的な人件費の増額はわからないということですか。そして、今度28年度の予算案に出してある人件費はこれを改正した額で提案してありますか。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

まず、来年度の予算につきましては、改定後で要求させていただいております。ただ、人件費の要求につきましては退職者、それから新たに採用するものがございまして、その入れかえが発生するんでございますが、要求といたしましては、現在いらっしゃる方は引き続き4月以降もいらっしゃるという形での計算をしておりますので、額としましては出る方よりも入る方が少なく、さらに単価も下がりますから、全体的には下がるということで考えておりますが、具体的な数字になると、申しわけございませんが、今持っておりません。

○議長（上田利治君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程8 議案第4号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田利治君）

日程第8. 議案第4号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案をしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

全6会計において給与の改定等に伴う補正を提案させていただいております。

提案の理由としましては、平成27年8月6日付の人事院勧告及び平成27年10月8日付の佐賀県人事院勧告に鑑み、玄海町職員について給与の改定を行うものでございます。

改定内容につきましては、職員の給料表、勤勉手当の支給割合を含む諸手当の改定、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合の改定、地域手当支給割合の経過措置期限の短縮などが主なものになります。

御存じのとおり、職員の給与につきましては、各費目ごとに支出をいたしております。補正予算の内容につきましては、職員給与を支出する費目ごとの増減のみでございますので、総額以外の内訳の説明を省略させていただきますことを御了承方お願いいたします。

また、全6会計において減額補正となっておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、給与改定に加え、不用額の減額も同時に行っておりますので、結果的に全会計減額補正

となっていますこともあわせて了承方お願いをいたします。

それでは、議案第4号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第6号）ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,692千円を減額し、補正後の総額を9,024,699千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

全体を通して歳出ですけれども、各款によって住居手当、通勤手当、勤勉手当、児童手当等があるところとないところがありますが、これはもう職員さんその担当が、例えば、通勤手当だったから町外から来ている、住居手当だったらどこかに賃貸を借りているというところの理解でいいですよ。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

はい。今、議員が申されたとおりでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 5 号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（上田利治君）

日程 9. 議案第 5 号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第 5 号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424千円を減額し、補正後の総額を1,174,726千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 5 号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第6号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第6号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第6号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,210千円を減額し、補正後の総額を621,916千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第7号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程11. 議案第7号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第7号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381千円を減額し、補正後の総額を289,288千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第8号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程12. 議案第8号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第8号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,085千円を減額し、補正後の総額を72,211千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第9号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程13. 議案第9号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第9号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出で収入支出を1,859千円減額し、補正後の総額を収入376,942千円、支出366,301千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

事業収益が1,859千円減額となっておりますが、これは先般、寒波が来たときに水道の料金を減額するというふうなあれが来ておりましたが、その分ですかね、どういう分ですか、この事業収益の減額は。

○議長（上田利治君）

脇山生活環境課長。

○生活環境課長（脇山典久君）

水道料金の減額につきましては、1月の寒波の分、減額の分でございますので、その前に27年度の全体の見込みをしたときに1,869千円が減額となる見込みとしたところでございます。

以上です。（発言する者あり）

済みません、数字を間違っておりました。1,859千円の誤りです。どうも失礼いたしました。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

先月に寒波で水道水が漏水した分は、前年度より上回った分は徴収しませんよということとは別ということですか。これを想定して、これぐらいになるだろうということでしたんですか。どっちですか。

○議長（上田利治君）

脇山生活環境課長。

○生活環境課長（脇山典久君）

お答えいたします。

2月分の減額につきましては、この今回の補正については推定に含んではございません。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

水道料金減額と給与との相殺というのは、これは貸借的に見るのはそれでやるべきじゃなくて、一般会計繰り入れなどを減額して給与の、今回給与差し引き分だけですよね、そうすべきではないのかなとちょっと私は思います。それは今度の、後の水道特別会計補正で出てくるとでしょう。ただ、この給与改定に応じて、今回減額はされていると思いますけれども、最終的なですよ。営業収益の中の水道料金じゃなくて違う部分で見るべきじゃないんですかね、どんなですかね。

○議長（上田利治君）

脇山生活環境課長。

○生活環境課長（脇山典久君）

お答えいたします。

給与費につきましては、全体で水道料金から賄うというか、充当するような形になっておりますので、このような措置になっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 日程14 議案第10号 玄海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 玄海町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
- 議案第12号 東松浦郡玄海町と唐津市との間におけるペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 議案第13号 第五次玄海町総合計画の策定について
- 議案第14号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第15号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第17号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成27年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成28年度玄海町一般会計予算
- 議案第21号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算

○議長（上田利治君）

日程14. 議案第10号 玄海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算までの以上16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

条例の新規制定が1件、事務委託に関する協議が1件、事務委託の廃止に関する協議が1件、総合計画の策定が1件、平成27年度各会計の補正予算が6件、平成28年度各会計の当初予算が6件、合わせて16件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第10号 玄海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、平成26年6月13日に行政不服審査法の全部が改正されたことに伴いまして、行政庁の処分に対する不服申し立て制度が、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡充の観点から見直され、平成28年4月1日から施行される予定でございます。本法改定の趣旨を踏まえまして、関係条例の所要の改正をしようとするものでございます。

今回、6本の条例改正を整備条例の制定という形でまとめてお願いをいたしております。

改正する条例といたしましては、玄海町情報公開条例、玄海町個人情報保護条例、玄海町行政手続条例、玄海町税条例、玄海町固定資産評価審査委員会条例、玄海町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例、以上6本でございます。

次に、議案第11号 玄海町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議につきましては、先ほど御説明申し上げました行政不服審査法の改正によりまして、行政処分に係る不服申し立て制度が全面的に見直され、地方公共団体においては採決の公平性を確保するため、採決を諮問する第三者機関、いわゆる行政不服審査会の設置が義務づけられることとされました。

佐賀県では、審査請求が少ない自治体における事務負担を軽減する等の目的から、佐賀県が設置する行政不服審査会に佐賀市を除く19市町が当該事務を委託する予定といたしております。

つきましては、地方自治法第252条の14の規定により、玄海町が佐賀県に行政不服審査会に関する事務を委託することについて、同法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第12号 東松浦郡玄海町と唐津市との間におけるペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託の廃止に関する協議につきましては、当町では地方自治法の規定に基づき、平成12年4月から、唐津市にペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務を

委託してまいりましたが、ペットボトルセンターにおいては、稼働後15年を経過し、施設の老朽化に伴う修理費用が増加をし、毎年赤字となっていること。また、民間事業者が唐津市内に開業したことによって、民間に委託することが可能となったことによって、平成28年3月31日をもって唐津市への委託を廃止することとしております。

つきましては、地方自治法第252条の14の規定により、事務の委託を廃止することについて、同法第252条の14第3項の規定において準用する同法252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号 第五次玄海町総合計画の策定につきましては、当町では、平成18年に第四次玄海町総合計画を策定し、『輝く未来「^{あした}協働と共創のまち」玄海町』を将来像に掲げ、保育の充実や教育環境、生活環境基盤の整備など、地域に根差した心の通うまちづくりを推進してまいりました。この計画が平成27年度をもち終了することに伴いまして、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成28年度からの10年間を計画期間とする第五次玄海町総合計画の基本構想を定めたいと考えております。

つきましては、第五次玄海町総合計画について、玄海町総合計画策定条例第4条の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第14号 平成27年度玄海町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ974,963千円を減額し、補正後の総額を8,049,736千円とするものでございます。

今回の一般会計補正予算は、今年度の事務事業を精査し、歳入歳出に所要額の予算措置を行い、さらに継続費、債務負担行為の補正と繰越明許費設定の措置を行っております。

歳入補正予算の主なものとしましては、1款町税、1項町民税、法人減免課税分13,300千円の増額。これは原子力発電所関連企業の収益増加に伴うものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、民生費国庫補助金の臨時福祉給付金事業費補助金16,530千円の増額。これは高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを図るため、年金生活者等支援臨時福祉給付金として国から支給されるものでございます。

次に、15款財産収入、2項財産売払収入、不動産売払収入19,368千円の増額。これは九州電力株式会社による玄海原子力発電所周辺整備に伴う里道、水路など、法定外公共物の有償譲渡によるものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金のふるさと応援寄附金41,110千円の増額は、平成27年度の

税制改正において、ふるさと納税制度の拡充が行われたことによって、高額寄附プランの人気の高まりにより、当初想定していた額を上回る寄附をいただいたことによるものでございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金585,805千円の減額。公共施設整備基金繰入金199,525千円の減額、電源立地地域対策交付金基金繰入金144,500千円の減額、ふるさと応援寄附金基金繰入金200,683千円の減額は、充当事業の実績に応じた財源補正による減額の予算措置を行うものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款総務費、1項総務管理費、基金管理費のふるさと応援寄附金基金積立金614,648千円の減額は、3月補正予算において、この積立金の財源となるふるさと応援寄附金を寄附の用途に該当する事業に対して直接充当を行う財源振りかえを行ったことに伴い、積立金を減額補正するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務費の臨時福祉給付金支給事業17,149千円の増額。これは歳入でも御説明させていただきました国から交付される臨時福祉給付金事業費補助金を財源として、高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを図るための事業に係る経費を予算措置するものでございます。

なお、継続費補正は、町道長倉藤ノ平線橋梁整備事業の年割額の変更、また、債務負担行為補正については、上場地区国営農地開発事業補助金の3事業分と戸籍総合システム公開事業の限度額の変更に伴うものでございます。

さらに、自治体セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付事業、個人番号カード交付事務事業、臨時福祉給付金支給事業、原子力災害対策事業、施設地域型給付費支給事業、この6事業については、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案第15号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,661千円を減額し、補正後の総額を1,168,065千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、6款療養給付費交付金の療養給付費交付金9,291千円の増額、10款繰入金の一般会計繰入金15,058千円の減額などでございます。

主な歳出は、8款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金5,832千円の減額など

でございます。

次に、議案第16号 平成27年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,873千円を減額し、補正後の総額を578,043千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、保険給付費の見込み額の減額などで所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、1款保険料の第1号被保険者保険料7,286千円、3款国庫支出金の介護給付費国庫負担金6,272千円、4款支払基金交付金の介護給付費交付金11,556千円、5款県支出金の介護給付費負担金7,144千円の減額と、7款繰入金の一般会計繰入金7,758千円などがございます。

主な歳出は、2款保険給付費の介護サービス等諸費29,794千円、介護予防サービス等諸費6,150千円の減額などがございます。

次に、議案第17号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,699千円を減額し、補正後の総額を285,589千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、3款繰入金の一般会計繰入金2,342千円の減額などがございます。

主な歳出は、2款事業費の特定環境保全公共下水道事業費2,473千円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業費1,022千円の減額などがございます。

次に、議案第18号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ722千円を減額し、補正後の総額を71,489千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、1款後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料現年度分2,911千円の減額で、歳出は広域連合納付金722千円の減額でございます。

次に、議案第19号 平成27年度玄海町水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、収益的収入及び支出では、収入支出を3,061千円増額し、補正後の総額を収入380,003千円、

支出369,362千円とするものでございます。

支出予算については、資産減耗費の固定資産除去費を増額するものでございます。

資本的収入及び支出では、収入のみの補正であり、予算総額に変更はございません。

補正の内容といたしましては、工事負担金1,618千円の減額により、他会計補助額を同額の1,618千円増額するものでございます。

次に、議案第20号 平成28年度玄海町一般会計予算から議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算までの当初予算6件について、提案理由の説明を申し上げます。

各会計予算の概要説明の前に、平成28年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

本町の平成26年度普通会計決算において、人件費や物件費など毎年支払いをしなければならない経常的な支出に対して、町税などの必ず入ってくる経常一般財源がどのくらい充当されているかを示す経常収支比率は、前年度より1.3%増の97.6%と2年連続で95%を超え、佐賀県1位の経常収支比率の悪さとなりました。今後、経常一般財源の大部分を占める固定資産税が原子力発電所の減価償却に伴い、減少していきませんが、それを補うような経常一般財源の大幅な増収は見込みにくいことから、経常収支比率への改善には経常的な支出の見直しが急務となっております。

また、平成7年度以降、地方交付税の不交付団体として、国に頼らない財政運営を行ってきましたが、近い将来、交付団体に移行する見込みでございます。このため、平成28年度当初予算からは予算額を各課に枠配分をし、国、県の施策、制度を十分に把握し、国、県補助金等の積極的な確保に努めるとともに、電源立地地域対策交付金を事業の財源として積極的な活用を図るなど、枠配分の中で事業の優先順位をつけ、事業の見直し、精査を行い、予算編成を行ったところでございます。

それでは、議案第20号 平成28年度玄海町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

平成28年度玄海町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,250,000千円とするものでございます。

平成28年度の予算は、前年度比較で88.17%、973,000千円の減といたしておるところでございます。

本年度事業の主なものといたしましては、まず、住民に対する福祉サービスの向上を図るため、福祉施設整備事業に861,596千円を計上いたしております。

次に、道路の整備を図るため、町道長倉藤ノ平線橋梁整備事業に711,100千円を計上いたしております。

また、新田地区周辺に発生している内水対策のため、64,000千円計上いたしております。

次に、子育て支援を図るため、保育所運営事業に96,994千円、児童館運営事業に21,561千円、高齢者、障害者の社会参加の充実を図るため、障害福祉サービス事業に133,085千円、保健医療の充実を図るため、子どもの医療費助成事業に19,244千円を計上いたしております。

次に、産業振興対策として、玄海町の魅力を全国に発信し、玄海町のファン獲得による地域産業の活性化を図るため、ふるさと応援寄附金事業に773,400千円、次世代エネルギーパーク運営事業に103,392千円、薬草栽培研究事業に15,193千円、元気1・2・3産業振興資金貸付事業に89,129千円、多面的機能支払交付金事業に59,499千円、肥育素牛生産拡大施設等整備事業に25,356千円計上をいたしております。

次に、定住政策として、定住促進事業に8,500千円、出生祝い金支給事業に8,500千円、次に観光推進費として観光費に25,412千円を計上いたしております。

次に、教育環境の整備対策として、小・中学校通学バス運行事業に101,776千円、学習支援員配置事業に24,555千円、少人数授業学習環境改善事業に12,285千円などを計上いたしております。

次に、特別会計の予算について御説明申し上げます。

まず、議案第21号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1,135,500千円で、前年度比較101.47%、16,500千円の増といたしております。主な増の要因としては、共同事業拠出金の増額等でございます。

次に、議案第22号 平成28年度玄海町介護保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ573,000千円で、前年度比較95.5%、27,000千円の減といたしております。主な減の要因としては、介護サービス等諸費の減額などがございます。

次に、議案第23号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ238,000千円で、前年度比較82.64%、50,000千円の減といたしております。主な減の要因としましては、特定環境保全公共下水道事業の減額でございます。

次に、議案第24号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ72,150千円で、前年度比較98.84%、850千円の減といたしております。主な要因としては、一般管理費の減額等でございます。

最後に、議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算でございますが、収益的収入は460,845千円、支出は395,451千円、資本的収入は9,582千円、支出は83,549千円でございます。

収益的事業の主な事業費の増額理由といたしましては、排水及び給水費及び原水及び浄水費の増によるものでございます。

資本的事業の主な事業費、減額理由といたしましては、水道施設建設改良費の減によるものでございます。

以上、今定例会に提出をしております各議案について提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。

本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 玄海町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第25号 平成28年度玄海町水道事業会計予算までの以上16件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時17分 散会